

銚田市告示第70号

銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要綱（令和元年銚田市告示第119号）の一部を改正する。

令和3年4月1日

銚田市長 岸田 一夫

銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び銚田市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、本市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、茨城県（以下「県」という。）と共同して行うわくわく茨城生活実現事業において、東京圏（埼玉県，千葉県，東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本市に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付するものとし、その移住支援金の交付については、わくわく茨城生活実現事業，茨城就職チャレンジナビ事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領（令和3年3月31日付け計推第271号茨城県政策企画部計画推進課長通知）（以下，県実施要領という。），銚田市補助金等交付規則（平成17年銚田市規則第37号）の定めるところによるほか，この要綱に定めるところによるものとする。

（交付対象者）

第2条 次の（1）の要件を満たし，かつ，（2）又は（3）の要件に該当し，世帯の申請をする場合にあっては（4）の要件を満たす申請者を対象とする。

（1）移住等に関する要件 次に掲げる事項のA，イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）住民票を移す直前の10年間のうち，通算5年以上，東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号），山村振興法（昭和40年法律第64号），離島振興法（昭和28年法律第72号），半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し，東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては，雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

（イ）住民票を移す直前に，連続して1年以上，東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し，東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし，東京23区内への通勤の期間については，住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

(ウ) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在籍しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 銚田市内に転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後 3 か月以上 1 年以内であること。

(ウ) 本市に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他県又は市が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、移住支援金の申請時において連続して 3 か月以上在職していること。

オ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記イの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ 当該法人に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 関係人口に関する要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 転入日の 3 カ月前までに「いばらきふるさと県民制度」に登録していること。

イ 茨城県が行う「if design project」に参加したことがあること。

(4) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ） 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住支援金の申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の申請時において転入後 3 か月以上 1 年以内であること。

エ 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(移住支援金の額)

第3条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。

(交付の申請)

第4条 移住支援金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付申請書(様式第1号)及び銚田市わくわく茨城生活実現事業就業証明書(移住支援金の申請用)(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 本人確認書類の写し(写真付き身分証明書、その他の提示により本人確認できる書類等)

(2) 住民票の写し(世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯全員分)

(3) 移住元の住民票の除票その他の移住元での居住地及び在住期間を確認できる書類(世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯全員分)

(4) その他市長が必要と定める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条に基づく申請があつたときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付決定通知書(様式第3号)(以下「決定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。審査の結果移住支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(交付決定通知書の再交付)

第6条 申請者が前条に基づく決定通知書を受けた後、紛失等の理由により決定通知書の再交付を必要とするときは、銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付決定通知書再交付願(様式第4号)(以下「再交付願」という。)を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第7条 市長は前条に基づく再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付決定通知書〔再交付〕(様式第5号)により、申請者に交付する。

(請求の方法)

第8条 申請者は、第5条に基づく決定通知書を受けたときは、速やかに銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金請求書(様式第6号)により、市長に移住支援金を請求しなければならない。

(移住支援金の交付)

第9条 市長は、前条に基づく請求をした申請者に対し、申請日から3か月以内に第3条に規定する移住支援金を交付する。

(報告及び立入調査)

第10条 県及び本市は、わくわく茨城生活実現事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、わくわく茨城生活実現事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(移住支援金の返還等)

第 11 条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から 3 年未満に市から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に市から転出した場合

2 前項の規定により移住支援金の返還を請求するときは、銚田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金返還通知書（様式第 7 号）によるものとする。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、県と本市が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年 2 月 13 日から適用する。

ただし、この要綱の施行に伴い、令和元年 6 月 1 日から令和 2 年 2 月 12 日までの間に銚田市に転入したのものについては、従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。